

平成 25 年(仮)第 1 号 文書提出命令申立事件

(基本事件平成 24 年(仮)第 6 号 固定資産税等賦課徵收懈怠違法確認請求事件)

決 定

鳥取市下味野 415-1

申立人（基本事件原告）

宮 部 慎 太 郎

鳥取市尚徳町 116 番地

相手方（基本事件被告）

鳥 取 市

同代表者市長

竹 内 功

同訴訟代理人弁護士

駒 井 重 忠

同

今 田 慶 太

主 文

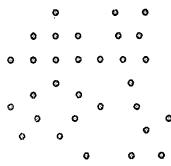
本件申立てを却下する。

理 由

第 1 事案の概要

1(1) 本件の基本事件（本庁平成 24(仮)第 6 号固定資産税等賦課徵收懈怠違法確認請求事件）は、基本事件被告鳥取市長（相手方とともに被告とされている。以下「被告市長」という。）が、鳥取市下味野（以下「下味野」という。）の住民に対して、平成 23 年 7 月 20 日以降に納期限がおとずれる固定資産税及び都市計画税の減免を許可する処分（以下「本件処分」という。）をしたこと並びに本件処分に基づいて下味野の住民に対する固定資産税及び都市計画税の一部徵収を怠ったこと（以下「本件徵収懈怠」という。）は、明治 4 年 8 月 28 日付け太政官布告 449 号（以下、申立人の呼称に従い「解放令」という。）に反して違法であると主張して、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 2 号に基づき、本件処分の取消しを求めるとともに、同項 3 号に基づき、本件徵収懈怠の事実が違法であるとの確認を求めるものである。

(2) 本件は、申立人が、被告市長が本件処分をした事実及び本件徵収懈怠の事



実を立証するために必要であるとして、「平成23年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書」(以下「本件文書」という。)について文書提出命令の申立てをした事案である。

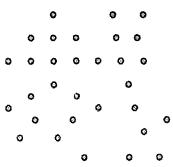
## 2 相手方の基本事件に関わる施策

(1) 相手方は、地方税法367条の委任に基づき、鳥取市税条例（以下「市税条例」という。）58条1項で固定資産税の減免に係る要件を定めている。

また、地方税法702条の8第1項は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によると定めているところ、相手方は市税条例153条で同様の定めを置いている。

(2) 相手方は、平成9年5月1日から施行された鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領（乙2）の中で、同和対策は市税条例58条1項4号の「特別な事情がある」場合に該当するとして、固定資産税及び都市計画税の減免の対象となる旨定めるとともに（6項1号）、平成7年8月1日から施行された鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（甲11、以下「実施要綱」という。）において、同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置（以下「同和対策減免措置」という。）を実施する際の基準を定めた。

実施要綱は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）2条に規定する対象地域及び鳥取市長が別に定める地域（以下、両地域を合わせて「対象地域」という。）の住民が所有する固定資産のうち、鳥取市長が定める区域内にある土地及び家屋（以下、両不動産を合わせて「対象資産」という）の固定資産税及び都市計画税を同和対策減免措置の対象とし、対象資産の固定資産税及び都市計画税に係る課税標準額の合計額（当該金額が1500万円を超えるときは1500万円）に対応する税額の50パーセントに相当する金額を減税する旨規定していた（甲11）。



そして、実施要綱は、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱（乙3、以下「廃止要綱」という。）により、平成23年4月1日に廃止されたが、廃止要綱の経過措置によって、実施要綱により固定資産税及び都市計画税の減免措置を受けていた者に対する平成23年度分の固定資産税及び都市計画税については、対象資産の固定資産税及び都市計画税に係る課税標準額の合計額（当該金額が1500万円を超えるときは1500万円）に対応する税額の25パーセントに相当する金額を減税するものとされた（乙3）。

(3) 相手方は、前記(1), (2)のとおり、法令等を整備し、被告市長はこれらの法令等に基づき、平成24年3月31日まで同和対策に係る同和対策減免措置を実施してきた。

### 3 当事者の主張

#### (1) 申立人の主張

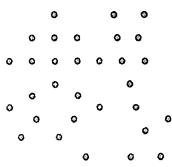
ア 相手方は本件文書を所持している。

イ 本件文書は、被告市長が、下味野の住民に対して、本件処分をした事実及び本件徵収懈怠の事実を立証するために必要な書証であるから、証拠調べの必要性が認められる。

ウ 相手方は、租税法律主義により、固定資産の所有者に対して、所有する固定資産が同和対策減免措置の対象となるか否かを知らせる必要があるというべきであり、そうであるとすると、下味野に住所を有する申立人は、相手方に対し、租税法律主義に基づいて、下味野における同和対策減免措置の対象地域を記した本件文書の閲覧を求めることができるというべきである。

したがって、本件文書は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）220条2号に該当する文書である。

エ(ア) 仮に、本件文書が民訴法220条2号に該当しないとしても、本件文



書は同条 4 号イないしホにも該当しないから、相手方は本件文書を提出する義務がある。

(イ) この点について、相手方は、本件文書が同号ロに該当すると主張する。

確かに、本件文書が提出されれば、下味野における同和地区の区域が明らかになるとはいえるが、鳥取市において、下味野に同和地区があるという情報はある程度流布されており、既に非公知の事実ではなくなっていることからすれば、下味野に同和地区があるということは秘密に当たらず、同号ロには該当しない

## (2) 相手方の主張

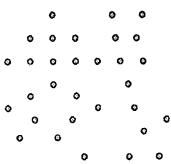
ア 本件文書は、特定の地域を指定した同和対策事業に関する文書であるから、本件文書の存否を回答すれば、その地域に同和地区があるかどうかを開示することとなり、その結果、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがある。

そのため、本件文書を所持しているかどうかを回答することはできない。

イ 基本事件では、固定資産が同和地区にあることを要件として固定資産税及び都市計画税の減免を認める同和対策減免措置自体が、解放令に違反することを理由として違法となるかが争点となっている。そうすると、本件処分がされた事実の存否及び本件徵収懈怠の事実の存否は、基本事件の結論に影響しないから、本件処分がされた事実の存否及び本件徵収懈怠の事実の存否に係る書証である本件文書については証拠調べをする必要性がない。

ウ 申立人は、下味野に住所を有しております、租税法律主義に基づいて、相手方に本件文書の閲覧を請求できることからすると、本件文書は民訴法 220 条 2 号に該当し、相手方は本件文書の提出義務を負うと主張する。

しかしながら、同号の閲覧請求権は、私法上の請求権に限られると解すべきところ、租税法律主義は私法上の請求権を根拠付けるものではないと



いうべきであるし、そもそも、租税法律主義は、申立人が相手方に対して本件文書の閲覧を請求する権利を有していることを基礎付けるものでもない。

そうすると、申立人の主張は失当であり、相手方が、同号によって、本件文書の提出義務を負うことはない。

エ また、本件文書は、前記アのとおり、特定の地域を指定した同和対策事業に関する文書であり、当該文書の存否を回答すればその地域に同和地区があるかどうかを開示することになるところ、鳥取県内において未だに部落差別が解消されていない現状においては、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった情報は当該地域に居住する者や当該地域を出身地にする者にとって通常秘密にしたいと考える情報であるといえるし、本件文書が提出されることになれば、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあるといえることからすると、本件文書は民訴法220条4号ロ所定の「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当する。

したがって、相手方は本件文書の提出義務を負わない。

## 第2 判断

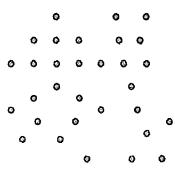
### 1 本件文書の所持について

相手方は、本件文書は特定の地域を指定した同和対策減免措置に関する文書であるため、相手方が本件文書を所持しているか否かを判断するだけで、その地域に同和地区があるか否かが明らかになるところ、この点が明らかにされた場合、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあると主張する。

そこで、以下では、相手方が本件文書を所持しているか否かの判断に先立つて、文書提出命令に係るその他の要件について判断することにする。

### 2 証拠調べの必要性について

(1) 申立人は、前記第1の1(1)のとおり、基本事件において、本件処分の取消



しと本件徵収懈怠の事実が違法であることの確認を求めているところ、本件処分が存在すること及び本件徵収懈怠の事実が存在することは、地方自治法 242条の2第1項2号及び3号に基づく住民訴訟の訴訟要件であるから、これらの存在を立証するための書証である本件文書には証拠調べの必要性が認められる。

(2) この点について、相手方は、基本事件では、固定資産が同和地区にあることを要件として固定資産税及び都市計画税の減免を認める同和対策減免措置自体が、解放令に違反することを理由として違法となるかが争点となっており、特定の地域に対して同和対策減免措置がなされたか否かは結論に影響を与えないことから、本件文書については証拠調べの必要性が認められないと主張する。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件処分が存在すること及び本件徵収懈怠の事実が存在することは、基本事件の訴訟要件であり、本案に先立って判断しなければならない事項である。そのため、仮に、相手方が主張するように、基本事件において、特定の地域に対して同和対策減免措置がなされたか否かが本件処分及び本件徵収懈怠の違法性についての判断に影響を与えないとしても、本件文書の証拠調べの必要性に係る結論が左右されるものではない。

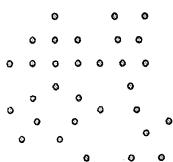
したがって、相手方の主張は採用できない。

(3) 以上より、本件文書の証拠調べの必要性は認められる。

### 3 本件文書の民訴法220条2号の該当性について

申立人は、下味野に住所を有していることから、租税法律主義に基づいて、相手方に本件文書の閲覧を求めることができるというべきであり、そうであるとすると、本件文書は民訴法220条2号に該当すると主張する。

しかしながら、租税法律主義は、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原



則であって、国民又は市民が、国又は地方公共団体に対して、課税額・課税根拠等を明らかにするように求める具体的権利を有していることを基礎付けるものではない。

そうすると、申立人は、租税法律主義に基づいて、相手方に本件文書の閲覧を求めることはできないと解されるから、申立人の主張は採用できない。

#### 4 本件文書の民訴法220条4号ロの該当性について

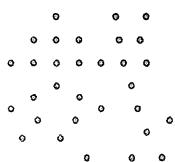
(1) 本件文書に記載された内容は職務上の秘密に関する文書といえるか。

ア 民訴法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項（情報）であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁昭和48年(あ)第2716号同52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053頁、最高裁昭和51年(あ)第1581号同53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457頁参照）。

イ(ア) まず、本件文書に記載されている情報が、公務員が職務上知り得た非公知の情報にあたるのかを検討する。

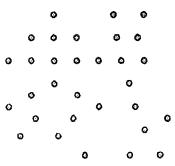
本件文書は、特定の地域を指定した同和対策減免措置に関する文書であり、仮に相手方が本件文書を提出すれば、特定の地域が対象地域に該当するか否か、すなわち、地方公共団体である相手方が、特定の地域を同和地区であると把握していたのかどうかが明らかになってしまう性格の文書である。そして、この地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区であると把握していたという情報は、相手方の職員である公務員が同和対策事業に係る職務の中で知り得た情報である上、これらの情報は公開されていないことからすると、公務員が職務上知り得た非公知の情報であると認められる。

(イ) 次に、これらの情報が実質的にも秘密として保護に値する情報といえるのかを検討する。



鳥取県が平成17年12月にまとめた鳥取県人権意識調査（乙9）によれば、部落差別の現状の認識について、今なお多くの分野で格差や差別意識が現存していると回答した人が10.2%，同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていないと回答した人が13.5%，同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていないと回答した人が37.3%等、差別意識が解消されていないとの回答が61%に達したこと（乙9・57頁），自分の子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合にどのように対応するかについての質問に対しては、結婚に否定的な意見が20.0%に及んだことが認められ（乙9・61頁），また、鳥取県が平成23年2月に実施した鳥取県人権意識調査（乙10）によれば、平成17年の意識調査と同様の質問に対し、今なお多くの分野で格差や差別意識が現存していると回答した人が9.6%，同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていないと回答した人が13.0%，同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていないと回答した人が30.6%等、差別意識が解消されていない旨の意見が53.2%に達した上（乙10・75頁），自分の子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合にどのように対応するかについては、結婚に否定的な意見が12.1パーセントを占めたこと（乙10・83頁）が認められる。そうすると、鳥取県においては、部落差別が徐々に解消されつつあるものの、未だ部落差別の意識がなくなったとはいえない状況にあるといわざるをえない。

このような鳥取県の現状に鑑みれば、仮に、相手方が、本件文書を提出し、結果として、地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区

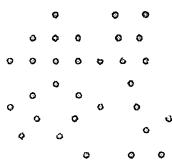


であると把握していることが明らかになれば、特定の地域の居住者及び出身者が差別にさらされるおそれがあるから、地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区であると把握しているという情報は実質的にも保護に値する秘密であるといえる。

ウ これに対し、申立人は、下味野に同和地区が存在するという情報は、鳥取市においては相当程度流布されている事実であるから、下味野に同和地区が存在することは非公知の事実ではなく、秘密に当たらないと主張する。

確かに、下味野部落史研究会が、鳥取県公文書館に寄贈した「ムラのあゆみ1」という冊子には、歴史的な事実として下味野の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されており、同館で何人も閲覧可能のこと（甲10），昭和52年11月から昭和57年10月にかけての相手方の広報誌「とっとり市報」における同和対策事業としての小集落改良事業、同和地区の子供会活動、同和地区住民の体験談等に関する記事の中で、「下味野」という特定の地域名が記載されていること（甲21ないし25）などの事実が認められるから、下味野に同和地区が存在するとの情報は、下味野ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められる。

しかしながら、特定の地域に同和地区が存在するとの情報が流布しているとしても、地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区として把握していることや、具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として把握しているかなどといった情報は明らかにされているとは認められないから、これらの情報については未だ非公知の情報であるといえるし、前記イのとおりの鳥取県民の部落差別に対する意識の下では、仮に当該地域が同和地区として公式に認定されたとなれば、当該地域の居住者や出身者が差別を受けるおそれが更に高度のものになるといわざるをえないことからすると、本件文書に記載されている情報が実質的に保護に値する秘密であることを否定することも困難である。



したがって、申立人の主張は採用できない。

エ 以上より、本件文書は、「公務員の職務上の秘密に関する文書」に当たる。

(2) 本件文書を提出することにより公共の利益が害されるといえるか

前記(1)イのとおりの鳥取県民の部落差別に対する意識の下では、仮に、相手方が特定の地域に対する同和対策減免措置に係る文書である本件文書を提出し、結果として、地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区であると把握していることが明らかになれば、特定の地域の居住者及び出身者が差別にさらされるおそれがあるから、本件文書を提出することにより公共の利益を害するといえる。

(3) 小括

以上より、仮に本件文書が存在するのであれば、本件文書は、民訴法220条4号ロに該当する文書であるといえるから、その余の点について判断するまでもなく、申立人の文書提出命令の申立てに理由はない。

### 第3 結論

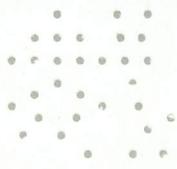
よって、申立人の本件申立ては理由がないから却下することとして、主文のとおり決定する。

平成26年3月26日

裁判長裁判官 大島雅弘

裁判官 力元慶雄

裁判官 桐谷康



これは謄本である。

平成 26 年 3 月 26 日

(序名) 鳥取地方裁判所民事部

裁判所書記官 田 中 勇

